

働きやすさが、企業を変える。

働く人と企業が輝く職場へ



なぜ今、働きやすい職場づくりが必要なのか

少子化により人手不足が進む中、働き方が多様化しており、誰もが安心して働き続けられる職場づくりが求められています。

こうした中、職場環境の改善や柔軟な働き方の導入は、企業にとって「選ばれる職場」へステップアップを図る重要な取り組みとなっています。

豊橋市では、「働きやすい職場づくり補助金」を通して、市内中小企業の皆様の取り組みを後押ししています。



働きやすい職場づくり補助金とは？

子育て世帯・高齢者・障害者など誰もが働きやすい職場づくりのため、就業規則の作成・見直しや従業員のメンタルヘルスケア対策にかかる費用を支援する補助金です。人材確保及び経営基盤強化のために、ぜひこの補助金をご活用ください。

就業規則事業

従業員の多様な働き方に対応した職場づくりのために、企業が行う就業規則の見直しに係る社会保険労務士への委託料の一部を補助します。

就業規則の見直し

- ☑ 育児・介護休暇制度の整備
- ☑ 高齢従業員向け短時間勤務制度の整備
- ☑ 配偶者の出産休暇に関する整備

期待できる効果

- 多様な働き方に対応することができる
- 労働者の権利が明確化され、安心して働くことができる

子育て応援企業の認定期間中
(認定後3年間)は1年度に
1回まで申請が可能です



メンタルヘルス対策事業

従業員が安心して働くことのできる職場環境づくりのために企業が実施するメンタルヘルスケアに係る費用を補助します。

カウンセリング

- ☑ 従業員向け
カウンセリング委託料

期待できる効果

- 専門機関や適切なサポートへ最短距離で繋いでもらうことができる
- 従業員は誰にも言えなかった悩みを整理することができる

研修

- ☑ ハラスメント研修
- ☑ アンコンシャス・バイアス研修
- ☑ 心理的安全性向上研修

期待できる効果

- 自分や周囲の人間のメンタルヘルス不調の早期発見・解決ができる
- 休職や離職の防止に繋がる



ご活用した企業様の声



岡本漁網株式会社

就業規則事業

Work

● 子の看護等休暇制度の整備

Q1 働きやすい職場づくりを意識したきっかけは？

A “働きやすい” の定義は、昔と今で変わってきています。今の従業員一人ひとりが働きやすい職場としていくための第一歩として、就業規則を改正したいと思ったことがきっかけです。

Q2 補助金でどのような取り組みをしましたか？

A 子の看護等休暇を取ると、有給扱いになるように就業規則を整えました。

Q3 取り組み後の変化は？

A 時短勤務の従業員を含む全員が集まるお昼の集会で就業規則の周知を行いました。就業規則の整備後にも、子の看護等休暇の取得実績もあり、就業規則に明文化したことで、安心して働ける職場環境づくりにつながったと思っています。



企業からのメッセージ

社会保険労務士からこの補助金を聞いて知りました。とても使いやすい補助金で良かったです。これから働きやすい職場づくりを始めようと取り組まれている方は、補助金を有効に利用しながら、企業が現状で求められているものの1歩先を見ながら働きやすい職場づくりを促進してほしいです。

豊橋ステーションビル株式会社

メンタルヘルス対策事業

Work

● 外部講師による研修の実施



企業からのメッセージ

研修の効果はすぐに目に見える形で現れるとは限りませんが、やらないよりもやる方が確実に意味があります。これから働きやすい職場づくりを始める方は、完璧を目指して身構えるよりも、まず一歩を踏み出してみることが大切だと思います。

Q1 働きやすい職場づくりを意識したきっかけは？

A 毎年の基礎的なハラスメント研修に加えて、専門的な研修を実施しようとしていましたが、コスト面で課題感がありました。

Q2 補助金でどのような取り組みをしましたか？

A 一般的なハラスメント防止に加え、アンコンシャスバイアス・マイクロアグレッション・LGBTQをテーマにした研修を実施しました。講義を聞くだけでなく、ケーススタディをもとに考えるワークショップ形式とし、受け身にならない研修を心掛けました。

Q3 取り組み後の変化は？

A お互いの違いを前提に相手の立場で考えようとする姿勢や、無意識の思い込みに気づいて言葉を選ぶ場面も増えてきました。

よくある質問



就業規則

Q 社会保険労務士と契約をすればいいですか？

A 市の交付決定後に契約をお願いします。

Q 10人未満の企業が就業規則を新たに作成する場合でも対象になりますか？

A 従業員が10名未満の企業でも法令を上回る内容の就業規則の作成をすることで補助の対象となります。



メンタルヘルスケア

Q 補助金の申請はいつ行えばいいですか？

A 事業着手前となるので、メンタルヘルスケアの研修前や専門機関との契約前をお願いします。

Q メンタルヘルスケアの研修を2回に分けて実施する予定ですが、2回申請していいですか？

A 申請は1事業者様1回のため、2回分まとめたの申請をお願いします。



対象となる企業

☒ 市内に本店を有する
中小企業者

☒ 中小企業団体



補助額

最大10万円 (補助率 1/2)

申請の流れ



① 相談



② 申請



③ 審査・交付決定



④ 取組実施



⑤ 実績報告・
補助金交付

問い合わせ

豊橋市産業部商工業振興課 人材支援グループ

TEL:0532-51-2437 FAX:0532-55-9090



詳細はHPを
ご覧ください